



大津市公報

令和3年8月1日
号外(第43号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

64 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年8月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第64号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に改め、同条第7号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同条第9号中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同条第10号中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同条第12号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同条第13号中「第14条第14項」を「第14条第16項」に改め、同条第20号中「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に改め、同条第21号中「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改め、同条第23号中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同条第30号中「第5項まで」を「第4項まで及び第6項」に改め、同条中第73号を第74号とし、第55号から第72号までを1号ずつ繰り下げ、同条第54号中「第2条」を「第2条の13」に改め、同号を同条第55号とし、同条第53号中「第1条の8」を「第2条の6」に改め、同号を同条第54号とし、同条第52号中「第1条の7」を「第2条の5」に改め、同号を同条第53号とし、同条第51号中「第1条の6第3項」を「第2条の4第3項」に改め、同号を同条第52号とし、同条第50号中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同号を同条第51号とし、同条第49号中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同号を同条第50号とし、同条第48号中「第1条の4」を「第2条の2」に改め、同号を同条第49号とし、同条中第36号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 法第72条の2の2の規定による措置命令に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。